

〇〇〇テニスサークル会則(案)

(目的)

第1条 本会はテニスをとおして、会員相互の体力、技術の向上、スポーツマンシップの発揚を期し、その親睦を目的とし、併せて川崎市テニス協会の活動に積極的な協力をする。

(名称)

第2条 本会は〇〇〇テニスサークルと称する。略称は△△とする。

(※略称はドロー表記用です。団体名が長い場合等に設定してください)

(会員)

第3条 本会はテニスを愛し、第1条の目的を正しく理解する会員で構成し、川崎市内に活動拠点を置く。

(加盟)

第4条 本会は川崎市テニス協会に同好会として加盟する。

(入会)

第5条 本会の会員となるには、幹部（代表、連絡責任者）の承認を得るものとする。

(除名)

第6条 本会の会員は、会則を守らない場合、会費の納入を怠ったとき、本会の対面を汚すような行為があったときは、幹部の決議により除名する。

(役員)

第7条 本会を運営するために次の幹部を置く。

代表、連絡責任者

(役員の任期)

第8条 幹部の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(総会)

第9条 総会は毎年1回以上開催する。

(会費)

第10条 本会の会費は別途定める。

(会計)

第11条 本会の会計は会費その他で充当し、会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

(連絡責任者)

第12条 本会の運営のため、川崎市テニス協会との連絡責任者を置く。

(付則)

第13条 本会則は令和〇〇年〇月〇日から施行する。